

子どもたちのインターネットトラブル防止事業における アプリ作成・管理業務仕様書

1 委託事業の名称

子どもたちのインターネットトラブル防止事業におけるアプリ作成・管理業務

2 業務の概要

スマートフォン等の普及により、子どもたちがSNS等を使った犯罪の被害にあうことや、誹謗中傷や不適切な画像・動画を投稿するなどして加害者となることが発生しています。そこで、SNS等においてトラブルにあった、又はトラブルを目撃した児童生徒がその内容をスクリーンショットで画像を撮り、その画像を投稿できるアプリを作成します。アプリに投稿した画像は適切に管理されたクラウドに保存し、生徒指導課が確認できるようにします。投稿者の情報は可能な限り聞き取り、投稿された画像とともに保存します。投稿者に対しては必要に応じて相談機関とつながるように相談機関を紹介します。

3 委託期間

契約日より令和3年3月31日（水）まで

4 契約上限額

8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 実施内容

(1) アプリの作成

SNS等においてトラブルにあった、又はトラブルを目撃した児童生徒がその内容をスクリーンショットで画像を撮り、その画像を投稿できるアプリを作成する。また、投稿者の情報を可能な限り聞き取り、必要に応じて相談機関とつながるように相談機関の紹介も行うように設定する。

利用者がURLからアクセスするものではなく、端末にダウンロードして活用するアプリ（iPhone版とAndroid版）から利用できるように作成すること。

アプリは令和2年6月1日までに使用できるようにすること。

(2) アプリの管理

追加の情報や修正があった場合の更新とバグの修正を随時行うこと。さらに、発注所属から令和3年3月12日までに仕様の改訂・追加があった場合は、協議のうえ、可能な限り対応すること。

(3) クラウドの管理

投稿された画像や個人情報が流出しないように管理すること。パスワードについては毎月更新し、その都度、発注所属へメールにて連絡すること。

(4) アプリの周知

作成したアプリが広く県民に活用されるよう周知すること。学校へのチラシ等の配付に関しては生徒指導課を通じて行うものとする。

6 成果物

想定する工程及び成果物、納品期限は以下の通りとする。

工程等	成果物の名称	納品期限
設計・開発・保守	作業計画書	契約後 2 週間以内
	作業体制図	
	システム構築設計図（構成図含む）	令和 2 年 6 月 1 日まで
	進捗状況報告書	令和 2 年 4 月 20 日と令和 2 年 5 月 20 日
	打合せ記録	打合せ後 2 週間以内
	アプリ取扱説明書	令和 3 年 3 月 31 日
	操作マニュアル	
	事故等発生報告書	必要に応じ速やかに
	業務引継報告書	
	三重県教育委員会が求める資料	

(1) 納品場所

成果物は、三重県教育委員会生徒指導課に納品すること。

(2) 納品方法

納品は各 2 部印刷したものとする。

7 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

8 知的財産権の帰属

- (1) 本調達における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て三重県に帰属するものとする。
- (2) 三重県は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受託者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により三重県がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までには通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- (3) 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に三重県の承諾を得ることとし、三重県は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら三重県の責めに帰す

場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、三重県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- (4) 本件プログラムに関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、三重県から受託者に対価が完済されたとき受託者から三重県に移転するものとする。
- (5) 受託者は三重県に対し、一切の著作権人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (6) 受託者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 通報等の義務

受注者が契約の履行にあたって、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする

ウ 発注所属に報告すること

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと

(2) 通報を怠った場合の措置

委託者は、受託者が（1）イまたはウの義務を怠ったときは「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

11 その他

- (1) 本事業を履行するにあたり、第三者へ業務のすべてを委任、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も、また同様とする。
- (3) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (4) その他、この仕様書に定めのない事項について、受託者は三重県教育委員会と協議のうえ、決定するものとする。
- (5) 委託事業者決定の効果は、次年度予算発行時において生じるものとする。